

Political Declaration of the high-level meeting of the General Assembly on antimicrobial resistance

AMR に関する国連ハイレベル会合政治宣言（仮訳）

我々首脳及び政府代表は、AMR（Antimicrobial Resistance: AMR）に関するハイレベル会合を 2016 年中に開催することを決めた国連総会決議 70/183 に基づき、2016 年 9 月 21 日にニューヨークにある国連本部に集まり、

1. AMR に打ち勝つためのブループリントとなるのは、WHO（世界保健機関）の AMR 世界行動計画、及び、FAO（国際連合食糧農業機関）及び OIE（国際獣疫事務局）がその策定に協力し実質的に採択した 5 つの戦略目標であることを再確認し、
2. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダが、人々が健康に暮らすことを保障する枠組みとなることについても再確認し、特に途上国に影響を及ぼす AMR や顧みられない熱帯病に取り組むことを含めて、マラリア・HIV/AIDS・結核・肝炎・エボラウイルス感染症及びその他の感染症やパンデミックに対抗するため貢献していくことにコミットしたことについて想起し、同時に AMR が前述の感染症を含むあらゆる感染症が、公衆衛生上の持続可能、かつ効果的対応や、それによって得られる健康上・社会発展上の利益にとっての障壁となり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成に対しても阻害要因となっていることを繰り返し述べ、
3. 細菌、ウイルス、寄生虫、真菌による感染症に対して従来有効であった抗微生物剤が耐性を獲得する主な理由は、公衆衛生・動物・食品・農業及び水産養殖における不適切な抗微生物剤使用；診断技術及び検査室能力を含めた医療サービスへのアクセス不足；土壌・穀物・水における残留抗微生物剤であり；より広範な AMR の文脈の中で、結核治療薬を含む抗菌薬への耐性が他の医薬品とは異なる最大かつ喫緊の世界的課題であり、さらなる注意を要し且つ国際社会・地域・各国レベルで一貫した取り組みが求められていることを認識し、
4. AMR により、社会経済発展を通じて達成された感染症疾患・死亡の減少；医療サービス及び良質・安全・有効で負担可能な価格の医薬品へのアクセス；衛生、上下水道及び安全な水；予防接種を含めたコミュニティや医療施設における疾病予防；栄養及び健康的な食品；人及び家畜における医薬品の改良；新たな抗微生物剤やその他医薬品の導入など、20 世紀に達成した多くの成果が重大な課題に直面していることについても認識し、
5. 前述の 20 世紀に得られた達成事項の中には、強靱な保健システムの構築や UHC 達成に向けた進捗；HIV や性感染症・結核・マラリア及びコミュニティや医療機関にて発生する他の感染症への治療選択；コミュニティや医療機関にて感染症を予防・管理することによって得られる利得；農業及び畜産の発展と結果として良質な食品が確保されるようになったこと；家畜における感染症の予防と治療の選択肢等が含まれるが、これらが AMR により重大な障壁に直面していることを認識し、
6. AMR により、とりわけ妊産婦、新生児、ある種の慢性疾患を有する患者、化学療法や術後の患者など、重大かつ生命を脅かす感染症に対して脆弱な人々への治療の選択肢が少なくなることについても認識し、
7. 達成可能な最高水準の身体的、精神的健康を享受するとの基本的人権の充足も、医療サービス及び

良質・安全・有効かつ適正価格の抗微生物剤、食品、清潔な水、健康的な環境へのアクセスを数百万の人に対して確保することも、特に途上国においてははまだ遠い目標であることを、懸念をもって留意し、

8. また、途上国においては AMR による死亡よりも医療サービスや抗微生物剤へのアクセスがないことによる死亡の方が多いため、効果的なワン・ヘルス・アプローチや他の分野横断的協力を講じなければ、AMR は将来的には世界的に数百万人の死亡をもたらす、社会、経済、公衆衛生上、世界的に重大な影響を及ぼすことについても、懸念をもって留意し、
9. AMR 対策における鍵となるのは；予防接種や AMR のモニタリングとサーベイランスを含めた人及び動物における感染症の予防と管理；衛生、安全で清潔な水、健康的な環境；UHC 達成に資する強靱な保健システムへの投資；可能な場合には適切な診断に基づいて良質・安全・有効かつ適正価格の既存・新規抗微生物剤へのアクセスを促進すること；新規抗微生物剤や代替医薬品の研究開発を維持すること；迅速診断・ワクチン・その他重要な技術や治療；負担可能な費用でアクセスできる医療の促進；とりわけ抗菌薬の開発分野において、革新的手法やアウトカムを改善させたものに対してはインセンティブを付与することを含めて、研究開発への投資不足を解消すること、であることを認識し、
10. AMR 対策における包括的原則は、ワン・ヘルス・アプローチの枠組みの範囲内で人々の健康増進及び保護であることを認識するとともに、人・動物・環境が相互に関係することから、各分野間で一貫し包括的で統合された行動が求められることを強調し、その観点から
 - a) 有効な抗微生物剤及びその適正使用は世界の公共利益であり、AMR に取り組むためには、人々が、効果的かつ強靱な保健システムに、また必要な時には良質・安全・有効で負担可能な価格の抗微生物剤、その他医療技術に、そして健康的な食品や環境にアクセス出来ることが必要不可欠であることを認識し、
 - b) AMR についての理解を深め、良質・安全・有効かつ負担可能な価格の抗微生物剤、とりわけ新規抗菌薬や代替治療法、ワクチンや診断技術の研究開発を支援するためには、微生物学、疫学、伝統医学、また場合によっては社会行動科学といった基礎・応用両分野における研究が必要であることを強調し、
 - c) 全ての研究開発は、ニーズに応じ且つ科学的エビデンスに基づくとともに、負担可能性・効果・効率および公平性の原則によって行われるべきであり、かつこうした研究開発を推進することが共同責任としてみなされるべきであることを強調する。その点において我々は、新たな薬剤、診断機器、ワクチン、その他、研究開発を通じて得られる成果への公平かつ負担可能な価格でのアクセスが容易なものとなるよう、抗微生物剤の研究開発への投資を、費用及び売上量と切り離すことの重要性を認識するとともに、研究開発への投資促進を含めて、AMR が突きつける諸課題に効果的な解決策を提示するイノベーションや研究・開発モデルを歓迎する。政府、産業界、NGO、アカデミアを含めた全てのステークホルダーが、必須医薬品へのアクセスを促進する一方で、抗微生物剤を適正かつ合理的に利用することも含め、AMR が突きつける一連の課題にとりくむための革新的モデルを支援する方策について、引き続き検討するべきである。
 - d) 「WHO 公衆衛生、イノベーション、知財に関する世界戦略と行動計画」及び国際的に合意されたそのフォローアッププロセスに則して、既存・新規の抗微生物剤、ワクチン及び診断機器への入手可能性及びアクセスが世界的に優先されるべきものであり、全ての国における需要を良く考慮すべきであることを更に強調し、

- e) 産業界、農業、養殖水産、地域自治体、医療機関といった関係機関に対して、土壌・穀物・水への抗微生物剤残留を減らすための政策・措置を周知するために、AMR 及び抗微生物剤使用状況のサーベイランスとモニタリングを改良し、
 - f) AMR の管理と予防に関する能力強化、相互の合意に基づいた技術移転、技術支援及び協力を強化するとともに、モニタリングとサーベイランス、保健システムや研究の強化をすることを含め、また低中所得国において医療へのアクセスを阻害し障壁となることがないように留意しつつも規制能力を強化することを含め、各国行動計画の開発と策定に対する国際的な協力及び資金援助についても強化していき、
 - g) AMR に関する意識及び知識の増大には、好事例や成果の共有、メディアや国、多分野にわたる組織との協働、分野横断的にこうした活動を行うための資金が十分に供給されることが必要であることを認識し、
11. あらゆる段階において国の状況や優先順位が考慮されるべきであり、各国政府の関係部門が、自国の状況や規制、司法権限を考慮した上で、分野横断的な行動計画、政策、規制、地域活動等を策定し実施していくべきであることを認識し、
12. 我々は、国、地域及び国際社会のレベルにおいて以下を行うことにコミットする。
- (a) WHO 決議 68.7 に基づき、ワン・ヘルス・アプローチ及び AMR に関する世界行動計画とそこに示された 5 つの戦略目標に沿って、人及び動物における適切な抗生剤使用を強化することを目指し、分野横断的な国の計画、事業、政策イニシアチブを策定する。こうした計画の実施を支援するためには、人及び動物の健康と福祉、そして健康を守ることを主眼として、必要なリソースを評価するとともに、共同の研究・ラボ・規制能力・専門家への教育と研修に対して、技術的・財政的支援を行うべく、各国及び国際社会が協働することが必要である。
 - (b) 各国の行動計画の策定と実施、既存・新規の抗微生物剤・ワクチン・診断機器その他関連する技術の研究開発の支援、及び関連するインフラ強化のために、十分かつ予見可能で持続的な財源、人材及び資金、投資を、国内、二国間、多国間等複数のチャネルを通じて確保する。ここには、政府が定めた優先順位や地域のニーズに基づき、また投資に対する公的見返りを保証して、多国間開発銀行や伝統的・革新的資金・投資メカニズムを通して行われるものが含まれる。
 - (c) 各国の行動計画が、効果的なサーベイランス、モニタリング、人及び動物における抗微生物剤の保存・利用及び販売に関する規制フレームワークの策定と強化を含み、各国の状況を踏まえつつ国際的な取り組みに則して施行されるよう奨励する。
 - (d) あらゆる相手に対して行動変容を促すために、AMR に関する意識・知識の向上活動を開始し、強化し、維持する。具体的には、エビデンスに基づいた感染予防・管理及び衛生事業の促進；人及び動物における適正な抗微生物剤利用及び医療専門職による適切な処方；人・動物双方における保健専門職に加え、患者、消費者、市民一般の積極的な関与；保健・畜産・農業実務者に対する教育・研修及び専門性の承認制度；、地域の実情やニーズを考慮の上で、消費者の意識を向上させるような革新的アプローチを適切な場合に検討すること。
 - (e) AMR に対応するために、市民社会、産業界、中小企業、研究機関、アカデミア等の関連するステークホルダーと共に、とりわけ抗菌薬を含む新規医薬品やワクチン、代替治療法や抗微生物剤とともに使う治療薬、その他複合治療やワクチン、診断機器に対して、安全・良質かつ適正価格でのアクセスを促進するために、公衆衛生を目的とする能力強化や、革新的な官民連携、インセンティブ付与や資金獲得事業を含めて、分野横断的なワン・ヘルス・アプローチを支援

する。

13. WHO に対して、FAO 及び OIE とともに、既存の抗微生物剤利用を継続しつつ、新規抗微生物剤や診断機器・ワクチン・代替治療法の開発、管理、普及並びに適正利用を支援するとともに、AMR に関する世界行動計画に基づき全ての国のニーズを考慮した上で、既存・新規の抗微生物剤及び診断機器への負担可能な価格でのアクセスを促進するために、WHO 総会決議 68.7 で求められた、国際開発と管理の枠組みを完成させることを求める。
14. WHO に対して、各国の行動計画が策定され実施されるとともに、AMR に関連する活動が国・地域・国際社会レベルで展開されるよう、FAO 及び OIE、世界銀行を含む多国間開発銀行、その他国際機関や政府間組織、また場合によって市民社会やその他関連する組織と連携して、支援を行うことを求める。
15. 国連事務総長に対して、AMR 対策における効果的な対策を世界規模で継続的に実施するために、必要なガイダンスを提供することを目的として、WHO、FAO 及び OIE と協議の上、必要な場合には関連するステークホルダーからの専門家も含めて、国連事務総長事務局並びに WHO が共同議長を務める暫定の組織間連携委員会（interagency coordination group）を設置することを求める。さらに、国連事務総長に対して、加盟国がさらなる検討を行うために、政治宣言の実施状況、AMR 世界行動計画を踏まえて組織間連携を改良するための選択を含め、組織間委員会による進展と提言内容について、第 73 回国連総会に報告を提出することを求める。